

開 発 事 業 協 定 書

草津市(以下「甲」という。)と開発者(以下「乙」という。)とは、乙が行う開発事業について、草津市開発事業の手続および基準等に関する指針(以下「指針」という。)に基づき、開発事業の円滑な遂行を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

記

開 発 地	草津市
開発区域面積	m ²
開 発 目 的	

(事業者の履行业務)

第1条 乙は、開発事業に係る関係諸法令並びに指針に基づく関係機関との協議事項等を遵守し、事業等を誠実に履行するものとする。

(工事中における諸問題の解決)

第2条 乙は、開発事業の実施に伴い、振動、騒音、水質汚濁等通常的生活環境に対して著しい支障が生じることとなる場合は、甲および関係者と事前に協議し、必要な措置を講じるものとする。

(公共・公益施設の帰属)

第3条 乙は、開発事業により新たに設置した公共・公益施設について、先に都市計画法第32条に規定する協議を行い、甲に帰属することとなった施設については、同法第36条第1項による公共施設の工事完了届の提出と同時に第40条および指針の規定に基づき、移管に必要な書類を提出するものとする。

(公共・公益施設の瑕疵担保責任)

第4条 乙は、開発事業により新たに設置した公共・公益施設について、その所有権の移転がなされた日から1年間は、瑕疵担保責任期間として、この期間内において万一破損、事故等生じた場合は、全て乙の責任において、補修するものとする。

(紛争の解決)

第5条 乙は、開発事業を実施するに当たり、地域住民その他権利者との間に紛争等を生じないように努め、もし、紛争等が生じた場合は、乙の責任において処理するものとし誠意を持って解決にあたるものとする。

(権利の承継)

第6条 乙は、開発事業に関する権利または義務の一部または全部を第三者に譲渡する場合は、譲受人がこの協定内容を承継することを記載した書面を甲に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この協定書の記載事項について、定めのない事項が生じた場合は、そのつど甲、乙双方が協議し、円満解決を図るものとする。

この協定書の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する

年 月 日

甲 住 所 草津市草津三丁目13番30号

氏 名 草津市長 (印)

乙 住 所

氏 名 (印)